

第3節

良好な自然環境の活用

1 自然公園等の整備・活用

1-1 自然公園等の管理・保護

県内の優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「県立自然公園条例」に基づき自然公園が指定されています。

平成14(2002)年3月末現在、県内には国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所があり、その面積は204,677haで県土の約35.4%を占めています。

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画(保護計画及び利用計画)に基づいて管理・整備されています。このうち保護計画は、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域(第1種、第2種、第3種)、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員などにより、公園区域の巡回や公園利用者に対する啓発・指導などを行っています。

平成13(2001)年度には、「自然公園法」「三重県立自然公園条例」「三重県自然環境保全条例」に基づき、国定公園をはじめ、三重県立自然公園、三重県自然環境保全地域内で行われる行為に対して95件の許可や届出の受理を行いました。

1-2 自然公園利用施設の整備

自然公園の特別地域においては、自然公園の適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。

これら施設は、設置市町村に維持管理を委託し、市町村、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行っています。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、改善を行っています。

平成13(2001)年度には、楯ヶ崎園地(吉野熊野国立公園)、藤原岳線歩道(鈴鹿国定公園)など15ヶ所を整備しました。

1-3 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、各国立公園、国定公園及び水郷県立自然公園について

は、公園計画が策定されています。しかし、他の4県立自然公園(奥伊勢宮川峡、香肌峡、赤目一志峡、伊勢の海)は公園計画が策定されていないため、今後、順次公園計画を策定することとしています。

平成13(2001)年度は、奥伊勢宮川峡県立自然公園を対象に、特別地域の指定など公園計画の策定に向けた検討を行いました。

1-4 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる県民の森と上野森林公園を設置しています。「三重県民の森」(菰野町)は、昭和55(1980)年に開催された全国植樹祭を機に設置され、平成13(2001)年度には、12万人弱の来場者がありました。

「三重県上野森林公園」は、上野新都市の整備と併せて平成3(1991)年から構想に着手し、平成10(1998)年度に完成しました。平成11(1999)年度から開園し、平成13(2001)年度には4万人弱の来場者がありました。

2 森林・水辺等の保全・活用

2-1 森林の整備・活用

(1) 健康増進施設と連携を図った森林整備

環境問題への関心の高まりや、国民のライフスタイルの変化により、生物の多様性の保全、野外活動や森林教育等の場の提供、大気浄化等、森林が有する身近な生活環境を保全する機能に対して期待が高まっています。

人々が森林・林業に親しみ、快適で安全に自然の恵みを受けることができるよう、森林の整備を進めました。

(2) 林業地域の生活環境の改善

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化のため、林道等の林業生産基盤の整備と、豊かな森林資源を活用した都市と山村との交流促進等を図り、山村地域の生活環境基盤の向上を総合的に行ってています。

平成13(2001)年度には、市町村等による集落林道等の生活基盤の整備のほか、林道等の林業生産基盤の整備を行いました。

表2-3-1 林業地域の生活基盤整備状況

実施地区	内 容
飯 高 (H13~17)	(林道)峯ヶ谷大崩線、くまが池線、 地之添福本線、七日市2栗子線
熊 野 (H13~17)	(林道)大井川線、高代山線 (生活)粉所線
南 伊 勢 (H 9~13)	(林道)波留相津線、西出菅合線、梅の木支線

(3) 生活環境保全林の整備

森林には、土砂災害の防止、水源かん養や木材生産等の機能はもとより、大気の浄化や防音などの環境保全機能、森林浴やレクリエーションの場としての保健休養機能、文化・教育機能等さまざまな機能の発揮が求められており、都市近郊や集落周辺において、緑豊かな生活環境を保全・創出する森林の整備を進めています。

表2-3-2 生活環境保全林の整備状況（平成13年度）

実 施 箇 所		面積 (ha)	整備内容
地 区 名	所 在 地		
フナツキ	紀伊長島町 東 長 島	5.0	自然林改良
津 元	青 山 町 高 尾	2.0	自然林造成、自然林改良、管理 歩道、治山ダム
秋 ノ 田	南 島 町 道 方	—	管理歩道
計	3 地 区	7.0	

2-2 ため池周辺等の整備

ため池は、農業生産施設としてのみならず農村地域の景観形成、親水機能の発揮、生活用水の提供等重要な役割を持っています。そこで、ため池を保全管理するとともに、豊かで潤いのある地域の憩いの場として親水公園等を整備しています。

現在、主要市町村における45地区を目途とし、ため池等の農業利水施設を活用し、親水公園等を整備する計画であり、平成13(2001)年度には、次の8地区的整備を行いました。

表2-3-3 ため池周辺の整備状況

地区名	所在地	地区名	所在地
川 添	大台町	立 梅	勢和村
木曾岬	木曾岬町	笠田大溜	員弁町
川合溜池	藤原町	鎌ヶ地	長島町
野 代	多度町	大井田西部	大安町

2-3 温泉の保護・利用

(1) 温泉の保護

三重県には210ヶ所(平成14年3月31日現在)の源泉がありますが、その利用目的は湯治場等の保健的利用から、ゴルフ場、健康ランド等のレジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が急増しており、既設源泉の揚湯量の減少及び泉質の低下が懸念されています。そこで、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に即した指導を行っています。

平成13(2001)年度は、許可申請のあった温泉の掘削4件、増掘及び動力装置6件について審査したほか、55件の温泉利用許可申請(浴用及び飲用)について許可を行いました。

(2) 拠点施設の整備

環境省は、温泉の公共的利用増進のため、温泉法の規定に基づき、数多くの温泉地のうち、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域を、国民保養温泉地として指定しており、三重県でも南牟婁郡紀和町の「湯の口温泉」が指定されています。

平成11(1999)年4月「湯の口温泉」が「ふれあい・やすらぎ温泉地」へ選定されるとともに「ふれあい・やすらぎ温泉地整備計画」が策定されました。

この計画に基づき、国民の保養に適した健全な温泉地として、発展するよう施設の整備及び環境の改善を行いました。

2-4 自然遊歩道の拡大整備

(1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697km、年間利用者数は695万人(平成11年度)となっています。

三重県内の延長は約197kmで、4市9町2村にまたがっています。その維持管理はそれぞれの市町村に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置を必要に応じて実施しています。

表2-3-4 温泉法に基づく許可実績の推移

種別\年度	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
温泉掘削	1	2	2	3	4	11	9	12	16	11	18	15	6	16	13	15	11	7	10	7	4
増掘及び動力装置			2	2	3	4	8	6	11	3	8	10	6	6	13	9	8	7	4	7	6
温泉利用	13	7	3	2	10	23	40	57	49	97	37	51	28	58	50	52	54	80	61	62	55
合計	14	11	7	7	17	38	57	75	76	111	63	76	40	80	76	76	73	94	75	76	65

表2-3-5 東海自然歩道市町村別一覧表（延長：km）

市町村名	延長	市町村名	延長	市町村名	延長
北勢町	10.6	鈴鹿市	9.9	大山田村	15.7
藤原町	15.4	亀山市	9.5	青山町	15.8
大安町	7.8	関町	18.4	久居市	0.7
菰野町	32.6	伊賀町	16.7	白山町	19.9
四日市市	1.9	阿山町	5.4	美杉村	16.8
				計	197.1

表2-3-6 東海自然歩道の整備内容（平成13年度）

市町村名	整備内容
大安町	歩道 284m, 標識
菰野町	歩道 8000m, 標識
関町	歩道 1440m, 標識
北勢町	歩道 1050m, 標識

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9(1997)～13(2001)年度で整備が進められている全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県西淡町鳥取を結び、関係府県は2府と7県、その総延長は3,258kmとなっています。

三重県内では、中南勢地域から東紀州地域にかけての28市町村が整備の対象となります。県内総延長は606.3kmで、これが整備されると鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡し、三重県の長距離自然歩道網が完成します。

平成13(2001)年度には、県内の38コースのうち11コースにおいて、歩道の新設、公衆トイレ、休憩所などの整備を行いました。

2-5 グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムは、都市住民が農山漁村の自然や文化、暮らし、人々との交流を楽しむ農村休暇型、滞在型の余暇活動を意味し、自然が豊かで心安らぐ農山漁村空間や農林漁業の教育的効果に対する期待や農山漁村滞在型の余暇活動への関心が高まるなかで生まれたレクリエーション活動の一つです。

地理的・社会的条件に恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの推進による販路の拡大、就労の場の拡大や新たな産業おこし、地域住民の参画による地域全体の活性化への期待が大きくなっています。

中山間地域を中心とした農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムへの取組は近年増加しております、ふるさと会員オーナー制度、都市住民との交流、農業体験、加工体験、木工体験、釣り堀センターなどその内容も多岐にわたっています。

また、宿泊施設やバンガロー、オートキャンプ場などのアウトドア施設、森林公园や農村公園などの体験施設の整備も進んできています。今後はこれら施設を起点として広域的なネットワークを構築し、積極的なPR、地域住民の協力による総合的なサービスを充実させ、新たな産業として展開を図る必要があります。

平成13(2001)年度にはグリーン・ツーリズムを普及・定着させるためイベントやPR活動、交流関連施設の整備を支援しました。

表2-3-7 平成13年度に整備された主な交流関連施設

区分	市町村名
農産物直売・食材供給施設	美里村
公園整備など	白山町、紀伊長島町、藤原町、飯南町